

議案第48号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
医師養成確保奨学金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに県内の病院が管理を行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、 <u>県内における医師の確保を図るため、大学において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県公共団体が設置する診療所</u> （以下「指定病院等」という。）（ <u>学</u> ） <u>校法人自治医</u> 科大学（以下	債務の全部

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
医師養成確保奨学金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに県内の病院が管理を行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、 <u>県内における医師の確保を図るため、大学（<u>学校法人自治医科大</u>）を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所</u>	債務の全部

<p>「自治医科大学」という。）において医学を専攻する者にあつては、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>除条件期間以上、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に従事したとき（自治医科大学を卒業した者にあつては、自治医科大学を卒業した日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事）がその都度定める期間）以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して医師養成確保奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超えるときは6年とし、災害、疾病そのやむを得ない</p>	<p>（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>除条件期間以上、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に従事したとき。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>理由により知事が必要と認めるときは知事がその都度定める期間とする。)を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務(医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間)にあっては、当該研修。以下この項において同じ。)に従事したとき)。</p>	略	略
略	略	略
緊急医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者(緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠)により入学した者	

に限る。)で、将来勤務命令病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

略

備考

1～4 略

5 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄の規定による県職員としての業務に従事した期間の計算については、自治医科大学を卒業した医師の婚姻に関して都道府県が締結す

に限る。)で、将来勤務命令病院等が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所(以下「勤務命令病院等」という。)において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

略

備考

1～4 略

る協定に基づき県外の医療機関において当該他の都道府県
の職員としての業務に従事した期間を加えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例本則の表医師養成確保奨学金の項の規定は、令和5年度以後に医師養成確保奨学金の貸付けの決定を受けた者（この条例の施行の日において学校法人自治医科大学に在学する者を除く。）に係る債務について適用する。